

の復活はみんなの手で

川を愛する週間

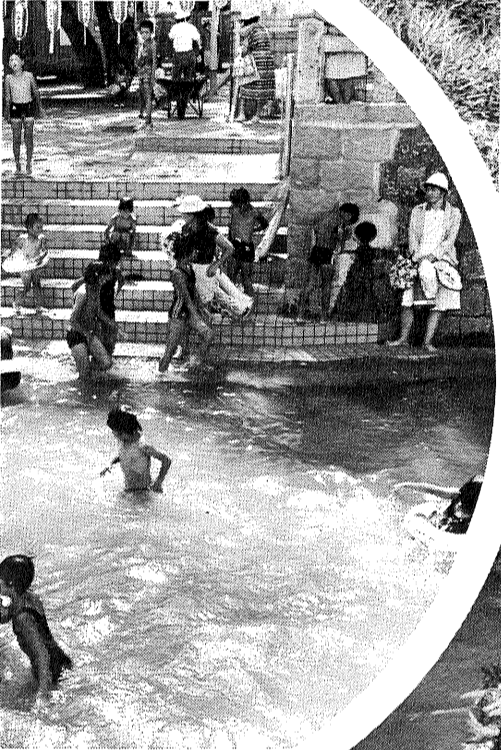
9月20日から10月5日まで

▽市民と一体となって河川浄化運動を展開している佐賀市水対策市民会議（竹下亮一会長、…△
 △三十人）が中心となって、九月二十日から十月五日まで、秋の「川を愛する週間」が実施…△
 △…されます。また、九月二十五日は「川の日」です。護国神社（川原町）東側の水遊び場に…△
 △…象徴されるように、市内の河川は確実にきれいになってきています。わたしたちの川は、…△
 △…わたしたちできれいにしよう、多くのみなさんの参加をお願いします。

五十六年春以来、六回目を、秋の「川を愛する週間」です。秋は農業用水として水が必要のため、川干は行われません。このため、清掃作業は、雑草の除去、浮遊物の引き上げなどとなります。河川が町区の境界となっている所が多いため、隣接町区と連携をとり、清掃されていく川を残さないよう、道路に集めておいてください。また、河川課では、清掃用具の貸し出しを行い、河川パトロール車で週間中に市内を巡回してPRすることにしています。多くのみなさんの参加をお願いします。



農村のクリークも↑きれいになっていく（兵庫町下流）



雑草は舟に乗せて除去（多布施一丁目）



パンプリレーで泥上げ（俣野町）



河川浄化はねばり強く
 西念寺井樋水系
 会長（末広一丁目） 江副 明さん

ひとつの河川の汚れも水対策市民会議、自治会、水行政当局の官民一体となつての佐賀市街の川をきれいにする運動の展開が、まだ昔の清流に比べて、まだ昔の清流には程遠い状況である。故ケネディー大統領は、国に求める前に国にいか

ひとくちかか考えるべきであると言ったが、何でもかんでも行政でやれという昨今の風潮を掃いて市民一人ひとりが愛する郷土のために尽くす行動を起こすことこそ肝要ではなからうか。

秋の川を愛する週間が近づいてきたが、住民の協力がなければ空念仏に終わってしまうだろう。五十八年度から日新区にある西念寺川が新たにモデル水系に指定された。沿岸六自治会ではこれ

河川浄化運動のあゆみ

- 昭和55年 第1回市民会議準備委員会
- 8月18日 第2回市民会議準備委員会
- 9月2日 第1回水対策市民会議
- 10月22日 会長、副会長、30人の委員および年4回の例会、常任委員会の設置を決定。55年度モデル水系に木下井樋、大覚寺井樋の2水系を指定。
- 11月28日 第2回水対策市民会議
- 昭和56年 第3回水対策市民会議
- 2月12日 春（3月20日）4月5日、秋（9月20日）10月5日に「川を愛する週間」を、また「川の日」を制定。
- 3月20日 川を愛する標語およびポスターの募集、官公庁、事業所への協力依頼を決定。
- 3月29日 春の「川を愛する週間」総しゅんせつ量1,184立方メートル、総延長20,660メートル。
- 3月29日 「川の日」
- 4月28日 河川浄化功労の4人、2団体、および標語・ポスター入選者を表彰。
- 7月30日 佐賀中央ライオンズクラブから清掃用具の寄贈。
- 8月24日 第5回水対策市民会議
- 9月20日 第6回水対策市民会議

寄付お礼

- 市社会福祉協議会では、次の方がたから社会福祉事業資金の寄付をうけ、その厚志に感謝しています。（敬称略）
- 高木瀬町柴田博（故浅一郎）本庄町井手ツヤ（故佐智子）大原市都島区浦井利秋（本庄町江頭ツノ）（故嘉徳）西与賀町田久保富久枝（故利信）若宮一丁目吉田恵美子（故美光）本庄町堤正則（故庄七）嘉瀬町北島治夫（故トキ）神園一丁目井上ツツ（故清吾）本庄町秀島ミラ（故サワ子）八幡小路石動丸源六（故ヤス）嘉瀬町松尾博泰（故栄）多布施一丁目森山幸（故利男）伊勢町中ヨシエ（故徳次郎）鍋島町石丸弘（故茂）大財三丁目中原利郎（故徳三）多布施一丁目野中ヒデ（故米一）神奈川県大和市喜多尚（故スガ）白山一丁目西山キミ（故恒太郎）八戸二丁目吉岡忠夫（故書枝）呉服元町岡公道（故マキ）本庄町永島保（故スヤ）城内一丁目満松きよみ（故常次）松原四丁目内堀忠次（故勝茂）若宮三丁目原原絹江（故藤雄）鍋島町志波貴美江（故利孝）日ノ出一丁目橋井ウヨ、澄田代一丁目宇都江務（故ひで）鍋島町島松繁夫（故タチ）本庄町荒木澄江（故義之）大財五丁目高橋菊枝（故治司）高木瀬町田原貞次（故雅子）西与賀町村中克年（故ハツ）北川副町岸川光次（故タミ）北川副町轟木妙子（故清次）兵庫町真崎ミ子（故徳次郎）金立町北島法山（故法俊）若宮三丁目山口和行（故熊市）材木一丁目飛田ハル（故平一）長瀬町小林春美（故政太郎）嘉瀬町遠田スワ子（故孝美）兵庫町真崎和之（故チト）久保泉町田中春江（故秀次）金立町川利行（故マコ）高木瀬町橋本裕子（故テル）多布施一丁目野口ユキ（故久登）六座町馬場由紀子（故昭子）鍋島町古賀達夫（故タツ）兵庫町中島隆義（故ハル）高木瀬町武藤繁教（故為雄）久保泉町坂井保（故春次）水ヶ江三丁目飯沢博（故スミ）末広一丁目古川ハル（故信次）兵庫町中原信之（故松市）高木瀬町羽立良次（故政雄）鍋島町代利光（故スミ子）高木町吉田幸一（故竹下）兵庫町牟田富彦子（故龍二）天祐一丁目吉富正（故スガ）蓮池町江下晃（故米一）神野東一丁目平原登志男（故登喜洋）与賀町下村初子（故天字）東佐賀町原道子（故敏夫）長瀬町大坪昭俊（故タチ）兵庫町島勇（故ヨシ）嘉瀬町前山定（故フヂ子）本庄町川崎マツ（故太郎）柳町諸岡ワネ（故富次）鍋島町秀島喜人（故清）神野東三丁目川原タマ子（故洋文）埼玉県越谷市奈良久恵（故吉松ヒロ）伊勢町山口義文（故スエ）鍋島町竹内鶴男（故ヨシ）天祐団地北村マツエ（故力馬）柳町山田重巳（故良雄）久保泉町大谷ススム（故茂久）鍋島町徳永政一（故キミ）金立町諸岡照次（故フヂ）高木瀬団地中野善晴（故廣志）西与賀町坂口ヤエノ（故熊六）佐賀デイトス商店会朝日町高橋秀子（故龍公）中ノ小路酒見文子（故公明）今宿町大坪勝之（故スミ）水ヶ江四丁目

清流



コモ、ゴミが除去されてゆく(北川副町武藤)



青空座談会(護国神社)



ぼくらは川掃除(勤興小学校)



親子づれでにぎわった水遊び場(護国神社東の多布施川)



町内総出で清掃(精町)

プールより楽しい水遊び場

八幡小路 増田有紀子さん



七月二十一日、護国神社の前の多布施川で泳げるようになり、泳げると聞いた時はびっくりしました。それは、今までの川は紙くずやごみで、とてもそんな状態ではなかったのに、いろいろな人たちのお世話で、こんなにきれいな川になりました。テーパーカット

父やおじが子どものころは、いつも川でばかり泳いでいたと聞いていたので、「私も泳ぎたい」と思っていました。だから、もう一回、川開きの時は、はりきって泳ぎました。そして、川開きが終わると、川開きをした子どもも代表でテーパーカットをしてくださいといわれたので、「やった」と思いました。テーパーカットまでの時間がとても長く感じられました。テーパーカット

大盛況だった水遊び場

1日平均317人が利用

七月二十一日に開かれた護国神社(川原町)東側の水遊び場は、八月十二日までの二十一日間(うち二日間は雨天のため中止)に、六千六百六十六人、一日平均三百七十七人(子ども二百二十八人、大人八十九人)

市内モデル七水系の公有水面実態調査まとめ

市河川課では、昨年以來市内モデル七水系(木下井樋、大覚寺井樋、松原川、善左衛門井樋、新村川、中ノ小路井樋、西念寺井樋)の公有水面実態調査を行っ

てきましたが、このほど、その全調査を終了しました。それによりますと、総件数四百三十七件のうち、期限切れ、拡張、無届けの不法占用は二百八十八件、六

昭和57年	3月20日	春の「川を愛する週間」総しゅんせつ量922立方メートル	総延長15・792キロ
昭和57年	3月28日	「川の日」2人、4団体、標語・ポスター入選者を表彰	佐賀中央ライオンズクラブから清掃用具の寄贈
昭和57年	6月17日	第9回水対策市民会議	モデル水系の公有水面実態調査を開始
昭和57年	8月9日	第10回水対策市民会議	秋の「川を愛する週間」市街区域6・733人、農村部5町区14部落が参加
昭和57年	9月26日	「川の日」2人、10団体、標語・ポスター入選者を表彰	青空座談会(護国神社境内)を開催
昭和57年	10月2日	水遊び場の場所を検討	春の「川を愛する週間」総しゅんせつ量788立方メートル
昭和57年	3月27日	「川の日」2人、10団体、標語・ポスター入選者を表彰	青空座談会(護国神社境内)を開催
昭和57年	7月21日	水遊び場開所式(護国神社)	第12回水対策市民会議
昭和57年	8月25日	水遊び場開所式(護国神社)	第12回水対策市民会議

- 紀伊博道(故フヂエ) 高木瀬町島フミ(故清)
- 金立町中山進(故トシ) 佐賀郡大町大家明(故)
- 武富初子(故トキ) 八戸藩三丁目定海幸(故)
- 町柿本松夫(故トキ) 八戸藩三丁目定海幸(故)
- ワサ(故トキ) 西与賀町枝吉正勝(故トキ)
- 山下章(故キト) 西与賀町枝吉正勝(故トキ)
- 巨勢町池田一博(故マサ) 長瀬町中江江(故)
- 仁佐雄(故忠次) 巨勢町今泉八三(故茂) 今宿
- タツ(故忠次) 巨勢町今泉八三(故茂) 今宿
- 重松洋幸(故政行) 北川副町糸山邦博(故茂)
- 巨勢町池田國男(故小夜子) 城内二丁目川崎八
- 十(故延壽) 大財一丁目西キミ子(故キタ) 多
- 布施一丁目小野義之(故ヨシ) 鍋島町武富勝子
- (故恵助) 巨勢町瀬戸ユキ(故孫治) 多布施
- 四丁目野田寿子(故正義) 鍋島町川副孝文(故)
- 充宏(故保子) 北川副町古賀春三(故スミ) 昭
- 島正(故保子) 北川副町古賀春三(故スミ) 昭
- 栄町西川博之(故八重) 久保町坂井和介(故)
- ハルクリ 北川副町財部スミ(故政和) 金立町
- 南里善太夫(故シツエ) 高木瀬町平修三(故)
- 道子(故小路山口義通) 故幸江 蓮池町中島健
- (故マチ) 六座町加藤國三(故ケサル) 東佐
- 賀町佐藤弘之(故架繁) 北川副町江口十九治
- (故幸吉) 西魚町鶴武男(故マサ子) 北川副町
- 野田時子(故正和) 兵庫町久米武行(故末治)
- 金立町坂田穂(故たか) 北川副町松尾春香(故)
- 喜久 金立町松永進(故タケ) 兵庫町三池愛子
- (故嵩) 兵庫町井手与一(故ヒサ) 大財二丁目
- 北條芳野(故秋雄) 兵庫町船津一(故ヨシ) 北
- 川副町多賀精巧(故佐々木ヤエ) 八丁畷町中村
- 節子(故末夫) 神園四丁目中島隆(故浅一) 神
- 野西四丁目島添キミエ(故卯助) 東佐賀町香月
- 幸男(故タメ) 柳町池田キミ(故喜) 多布施三
- 丁目桑原利光(故吉岡トシ) 高木瀬町深川キミ
- 子(故辰次) 唐人二丁目大トク(故七鶴) 久保
- 泉町羽根根(故シゲ) 大財一丁目鶴崎フデ
- (故清) 神園三丁目野中チサ(故俊太) 城内
- 一丁目松本キミエ(故嘉次) 嘉瀬町生方文次(故)
- ミキ 多布施四丁目山崎利八(故マツクリ) 伊
- 勢町古川勝則(故夢子) 水ヶ江二丁目前田カネ
- (故喜代次) 末広一丁目野田厚太(故新六) 高
- 木町野副敏行(故進) 北川副町西原文彦(故ヤ
- ス) 城内二丁目吉田ヨシ子(故清) 六座町山田
- マサエ(故福田トク) 城内二丁目池田和子(故)
- 進 水ヶ江一丁目江藤茂國(故喜久子) 西与賀
- 町飯盛マサヨ(故義人) 北川副町原口トミ(故)
- 与作 鍋島町芹田格(故梅千代) 大財六丁目杉
- 山勝次(故マサエ) 長瀬町手島昭代(故千蔵)
- 西与賀町橋本キヨ子(故富夫) 久保町鶴田芳
- 晴(故ケイ) 高木瀬町古川キクエ(故鶴一) 材
- 木二丁目福地ケサ(故清次) 水ヶ江四丁目吉川
- 亮文(故シツヨ) 兵庫町江島照次(故光次) 多
- 布施一丁目鶴崎スエノ(故義郎) 水ヶ江四丁目
- 田中文江(故政夫) 田代一丁目江頭スエノ(故)
- 田男(神園五丁目吉原文子(故ナツ) 材木二丁
- 目金子富雄(故ミツヨ) 神野町高橋梓(故統治
- 高木瀬町植松保典(故繁次) 大財六丁目久富ッ
- ラ(故正夫) 水ヶ江二丁目久保田弘康(故暢
- 水ヶ江五丁目桐山山三(故圭子)

認識するために

みんなが喜んで暮らすために

- ▽同和問題の早期解決のために「同和对策審議会の答申(昭四〇)」が出され、これを受け…△
- ▽「同和对策事業特別措置法(昭四四)」が制定されました。佐賀市では、答申並びに措置…△
- ▽置法の趣旨に基づき生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定等の同和对策…△
- ▽事業と同和問題を正しく理解するための同和教育を推進してきました…△
- ▽その結果、同和对策事業はいくらか進展していますが、一面、同和問題に対する理解度…△
- ▽は歴史的、社会的根源を有するものだけになかなか高まりません。日本国憲法に保障さ…△
- ▽れた人権問題でありますので市民一人ひとりの課題として考えてみましょう…△

現在の社会の中に、同和地区の人に対してあの人たちは、「私たちがう・こわい・だからかわるな」といった間違った考え方や差別的な意識があります。

そのために「就職や結婚」「学校や近所付き合い」等で差別事件がおこっています。これは重大な社会問題です。佐賀市では、このような差別をなくすための啓発活動を進めてきました。

その一環として、各戸に配布される市報に隔月ではありませんが、同和問題を掲載して今回は、より一層ご理解していただくために「特集号」をお届けします。

憲法と人権尊重

憲法は国の最高法規であり、その中に示された基本理念は、国の政治・経済・文化のすべてにわたる指導理念であり、私たちの生活もまたそれに基かなければならぬことはいまやもたないことと思えます。

我が国の憲法は、太平洋戦争の終結を境にして、戦前に制定された大日本帝国憲法(旧憲法)より戦後の日本国憲法(新憲法)へとかわり現在に至っており、その最も重要なものが、その最も重要な人権の問題であると思えます。

旧憲法では、基本的人権は大きく制限され、個人生命・自由など君のため、国のために喜んで捧げることが本人、並びに家族の最高名譽であるとされました。この考えに立つて、



各校区でも熱心に同和教育(循誘公民館で)

明治二十三年に公布された教育勅語にも「…一旦緩急あれば義勇公に奉じ、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」と示され、国民教育はすべてこの勅語をもとに行われ、

新憲法では、基本的人権の尊重が最も重要な理念であるとされ、次のように定められています。

○第十一条 基本的人権の尊重
国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

○第十三条 個人の尊重
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

○第十四条 法の下の平等
すべて国民は、法の下に平等であつて、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

差別は生きていく

部落差別の実態

サルとカニ

ある山奥に、たくさんサルの住んでいました。ある日、彼らは高い所からなげなく小石を投げて遊んでいました。すると、谷川から「もし、サルさん、そんないたずらするものじゃないよ。私たちはなはだ迷惑」とカニの声がありました。

けれどもサルは、平気で「何がなはだ迷惑なんだ。こんなこと位、なんでもないじゃないか」と言いました。カニは叫びました。「サルとは、自分勝手なことを言う。お前さんの方では、なんでもないことでも、私の方では、命にかかわる問題だ」と。

とにかく人が人を平気で侮辱し、差別してきて、さて問題になりますと、「いや、ついでに殺しあいなど、そこにはきびしい人権侵害、差別の問題が見られます。

社会生活でも同様であり、近所付き合いを初め、職場、あるいは各種集會活動等に見られる中傷、ひぼう、排斥、さらには平和な生活をおびやかす脅迫、強盗、殺人等の人権侵害、又女性や心身障害者等への差別、職業、学歴などの差別も決して少なくありません。

最近とくに多くおきている校内暴力事件などは、学校生活の中にも人権問題が深刻になりつつあることを示しており、低学力の生徒、心身に障害をもつ生徒、家庭状況に恵まれない生徒たちへの差別が多く見られるようです。

しかし、最も集中的、集約的に人権の侵害を受け、歴史的、社会的に長くその差別に悩み、苦しんでこられたのが被差別部落の人たちです。同和地区に生まれ、そこで育つたというだけで結婚の自由も許されず、就職の機会均等も保障されない被差別部落の人たちへの差別は、今なお根強く、きびしく、各地で差別事件はあつと絶ちません。

このような差別事件の根底にあるものは一体何なのか、それは「あの人たちは我々とはちがう」とか「こわい、がらが悪い」などといった被差別部落の人たちに対する社会意識として存在する差別観念つまり予断、偏見であります。誤った見方、考え方で、事実は決してそうではないにもかかわらず、そうだと思ひ込んでしまっているのが予断、偏見であり、親から子へ、子から孫へと代々誤り伝えられるものと思ひます。

ある結婚差別から

「今時、家柄、つり合い、母子家庭など問題はない。ましてや、部落のことでもよく理解しています。恋人の父の温かい言葉にほだされて、私は部落出身であることを告白しました。途端に相手の顔色が変わりました。手のひらを返

差別を売る部落地名総鑑

昭和五十年十二月、人権週

間の中、「部落の所在地教えます」という部落地名総鑑なる図書が、極秘に販売されていた事実が判明しました。

現在、類書は九種類に及び大企業、金融機関、大学、病院など二百社以上が購入しております。

これは同和地区の人々を、就職や結婚から除外するための差別図書であります。このような図書が、作られたり、売られたり、購入されたりすることは、部落差別が今もなお社会意識として、生きていくからです。

以上、述べました厳しい部落差別は、更に教育をはじめ移転、居住、宗教などに、数多くみられます。

このような部落差別は、根強い封建遺制、因習に基づくものであり、人道上絶対に許されるものではありません。全国民の課題として、一日も早くその解決に、努めるべきだと思ひます。

同和問題を正しく

問題集 同和

部落差別の歴史

小・中学校教科書から

部落差別は、いつ・だが、なんのためにつくったか。

2、現在まで、どんな経過をたどってきたか。

いわゆる部落差別の歴史を子どもたちは、小中学校の教科書で次のように勉強しています。

一、江戸幕府の成立

1、身分制度

江戸幕府は、身分を、士・農・工・商に分け、さらにえたやひにとよばれる低い身分を置いた。

この低い身分に対し、幕府や藩は、居住地や職業などを規制して、百姓や町人に差別させさせさまざまな束縛を加えた。

このような差別政策は、百姓や町人に、じぶんより下層の者がいると考えさせ、その不満をそらすのに役立った。

2、きびしい統制

大名に対しては、武家誼法という法律を定めてきびしくとりしめした。

一方、全人口の八〇%以上を占める農民に対しては、慶

安の触書を出して生活を規制した。また、武士の生活を支えるため、五公五民という重い年貢を収めさせた。この年貢取りため、村八分という制裁や五人組制度をつくり共同責任を負わせた。

五公五民とは、とれ高の十分の五を年貢として収める。

以上のように、部落差別は徳川幕藩体制の分裂支配と農民の不満をそらすためにつくられたもので、

1、四民平等

明治新政府は、藩を廃止すると共に、江戸時代の身分をなくし、四民平等としたが、新しく、皇族・華族・士族・平民の身分がつくられた。

明治四年、身分解放令が出された。えた、ひんの身分はなくなつたはずであるが、それまでおしつけられていた生活条件が悪かつたうえ、政府がその改善の方法を講じなかつたこともあって、社会の最下層で生活することをよぎなくされ、就職や教育など社会生活のさまざまな面で長く差別に苦しめられることとなった。

2、明治維新

明治新政府は、藩を廃止すると共に、江戸時代の身分をなくし、四民平等としたが、新しく、皇族・華族・士族・平民の身分がつくられた。

明治四年、身分解放令が出された。えた、ひんの身分はなくなつたはずであるが、それまでおしつけられていた生活条件が悪かつたうえ、政府がその改善の方法を講じなかつたこともあって、社会の最下層で生活することをよぎなくされ、就職や教育など社会生活のさまざまな面で長く差別に苦しめられることとなった。

3、第一次世界大戦後の日本の社会

明治維新の身分解放令後も、いわれのない部落差別を受け、

昭和三十五年、政府の諮問機関として設置された「同和对策審議会」は、全国の実態調査をはじめ、四年にわたる

苦しみられてきた人々は、大正十一年、全国水平社を結成し、みずから力で人権の平等をかちとり、差別からの解放をめざす運動に立ちあがった。水平社結成大会では、人間を差別する言動はいつさい許さないことを決議した。

その後、水平社運動は、多くの障害とたたかいながら、労働運動や農民運動とも手を結んで進められていった。

4、日本国憲法

基本的な人権を侵害している見ぬき、差別をなくすために努力する人間にならなければならぬ。

昭和四十年、同和对策審議会答申が出され、四十四年には同和对策特別措置法が制定され、行政や教育による積極的なとりくみが進められている。

以上のような部落差別の問題について、中学校では少なくとも二十時間以上の学習がおこなわれています。

握と法の総合改正、「地方公共団体の財政上の負担軽減」、「国民の理解を深めるための啓発活動の充実」を図るといふ三項目の附帯決議がなされました。

同和对策審議会のあとをうけて、同和問題に関する調査・審議を続けてきた「同和对策協議会」は政府に対し、昭和五十六年十二月、つぎの意見を具申しました。

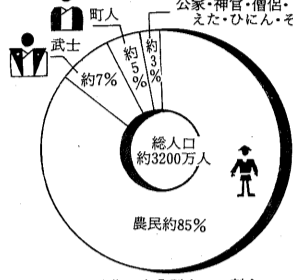
①、十三年間の取り組みで地域住民の生活状況は改善向上し、国民の理解も高まってきた。しかし、長い間の日本の歴史の中でつくられた「差別問題」だけに真の解決のためには相当の努力と、国民の理解協力が何より必要である。

②、対象地域の生活を高めていく環境や、産業を進展させるため、なお数年を必要とする事業量がある。

③、同和問題が国民的課題という認識は不十分で、特に結婚や就職の差別は残念ながら跡を絶っていない。

以上の重要な課題解決のためには、法的根拠が必要であり従来の反省にたつた、新しい観点が適当である。

政府はこの意見をうけ「同和問題解決のための新法」を提案し、昭和五十七年三月三十一日、「地域改善特別措置法」が、五か年の期限立法として制定されました。



一、この法律ができるまで

昭和三十五年、政府の諮問機関として設置された「同和对策審議会」は、全国の実態調査をはじめ、四年にわたる

慎重な審議を経て、政府に答申を提出しました。答申にはその前文に、「同和問題は人類の普遍的原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障され

た基本的人権にかかわる課題である。これを未解決に放置することは断じて許されない。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とし、「政府においては、本答申を尊重し、有効適切な施策を実施して問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭してあるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待する。」と結んでいます。

政府はこの答申をうけて、昭和四十四年七月、同和对策特別措置法を十か年の期限立法として公布しました。以後、具体的事業が進められてきました。かなりの残事業があることから、昭和五十二年十月、さらに三年間の延長とともに「実態の把

握と法の総合改正」、「地方公共団体の財政上の負担軽減」、「国民の理解を深めるための啓発活動の充実」を図るといふ三項目の附帯決議がなされました。

同和对策審議会のあとをうけて、同和問題に関する調査・審議を続けてきた「同和对策協議会」は政府に対し、昭和五十六年十二月、つぎの意見を具申しました。

①、十三年間の取り組みで地域住民の生活状況は改善向上し、国民の理解も高まってきた。しかし、長い間の日本の歴史の中でつくられた「差別問題」だけに真の解決のためには相当の努力と、国民の理解協力が何より必要である。

②、対象地域の生活を高めていく環境や、産業を進展させるため、なお数年を必要とする事業量がある。

③、同和問題が国民的課題という認識は不十分で、特に結婚や就職の差別は残念ながら跡を絶っていない。

以上の重要な課題解決のためには、法的根拠が必要であり従来の反省にたつた、新しい観点が適当である。

政府はこの意見をうけ「同和問題解決のための新法」を提案し、昭和五十七年三月三十一日、「地域改善特別措置法」が、五か年の期限立法として制定されました。

二、地域改善特別措置法 (目的) 第一条 この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念のつとより、歴史的社会的理由により、生活環境等の安全向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という)について、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業(以下「地域改善対策事業」という)の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(地域改善対策事業の推進等) 第二条 国及び地方公共団体は前条の目的を達成するため協力して、地域改善対策事業を迅速かつ総合的に推進するよう努めなければならない。

2、国及び地方公共団体は地域改善対策を実施するに当たっては、対象地域とその周辺地域との一体性の確保を図り、公正な運営に努めなければならない。

3項 省略

第三条 第五条 省略

措置法によって環境は漸次改善されてまいりました。一面、部落だけがよすぎるとか逆差別ではないか……」等という声がでました。これは措置法の目的を正しく認識されていないことからの「ねたみ差別」の考え方と思われまふ。

このことについては次回の特集号で述べ、ご理解いただきたいと思います。



佐賀市立教育集会所

部落の完全解放のため、同和对策事業の一環として教育集会所多布施三丁目)を開設し、現在十年目を迎えています。

対象地域の人は、「ただ被差別部落に生まれたというだけで」

立ちあがりのための学級・講座を開設

佐賀市立教育集会所

今もなお差別の屈辱と涙と怒りにまみれた苦闘の人生体験から、一日も早い差別のない社会になってほしいとの切実な願いがあります。そこで、対象地域住民の教育水準の向上と福祉の増進を図るため、

一、成人解放学習会

解放への意欲と力量を身につけるため、部落問題を系統的・継続的に、毎月二回(夜間)視聴覚教習をしていきます。

二、識字学級

母親たちの、教養向上のため、園の母の会などの会合の場として利用されています。

三、生活学級

書道教室月二回(夜間)

生花教室月二回(昼間)

料理教室月一回(昼間)

など生活技術の向上をめざして学習をしています。

四、子どもの解放教育

小中学生生徒の健全育成と学力の向上につとめる学習会を行っています。

五、近隣住民の利用

自治会、小中学校PTA、幼稚園の母の会などの会合の場として利用されています。

苦しみられてきた人々は、大正十一年、全国水平社を結成し、みずから力で人権の平等をかちとり、差別からの解放をめざす運動に立ちあがった。水平社結成大会では、人間を差別する言動はいつさい許さないことを決議した。

その後、水平社運動は、多くの障害とたたかいながら、労働運動や農民運動とも手を結んで進められていった。

4、日本国憲法

基本的な人権を侵害している見ぬき、差別をなくすために努力する人間にならなければならぬ。

昭和四十年、同和对策審議会答申が出され、四十四年には同和对策特別措置法が制定され、行政や教育による積極的なとりくみが進められている。

以上のような部落差別の問題について、中学校では少なくとも二十時間以上の学習がおこなわれています。

握と法の総合改正、「地方公共団体の財政上の負担軽減」、「国民の理解を深めるための啓発活動の充実」を図るといふ三項目の附帯決議がなされました。

同和对策審議会のあとをうけて、同和問題に関する調査・審議を続けてきた「同和对策協議会」は政府に対し、昭和五十六年十二月、つぎの意見を具申しました。

①、十三年間の取り組みで地域住民の生活状況は改善向上し、国民の理解も高まってきた。しかし、長い間の日本の歴史の中でつくられた「差別問題」だけに真の解決のためには相当の努力と、国民の理解協力が何より必要である。

②、対象地域の生活を高めていく環境や、産業を進展させるため、なお数年を必要とする事業量がある。

③、同和問題が国民的課題という認識は不十分で、特に結婚や就職の差別は残念ながら跡を絶っていない。

以上の重要な課題解決のためには、法的根拠が必要であり従来の反省にたつた、新しい観点が適当である。

政府はこの意見をうけ「同和問題解決のための新法」を提案し、昭和五十七年三月三十一日、「地域改善特別措置法」が、五か年の期限立法として制定されました。

苦しみられてきた人々は、大正十一年、全国水平社を結成し、みずから力で人権の平等をかちとり、差別からの解放をめざす運動に立ちあがった。水平社結成大会では、人間を差別する言動はいつさい許さないことを決議した。

その後、水平社運動は、多くの障害とたたかいながら、労働運動や農民運動とも手を結んで進められていった。

4、日本国憲法

基本的な人権を侵害している見ぬき、差別をなくすために努力する人間にならなければならぬ。

昭和四十年、同和对策審議会答申が出され、四十四年には同和对策特別措置法が制定され、行政や教育による積極的なとりくみが進められている。

以上のような部落差別の問題について、中学校では少なくとも二十時間以上の学習がおこなわれています。

握と法の総合改正、「地方公共団体の財政上の負担軽減」、「国民の理解を深めるための啓発活動の充実」を図るといふ三項目の附帯決議がなされました。

同和对策審議会のあとをうけて、同和問題に関する調査・審議を続けてきた「同和对策協議会」は政府に対し、昭和五十六年十二月、つぎの意見を具申しました。

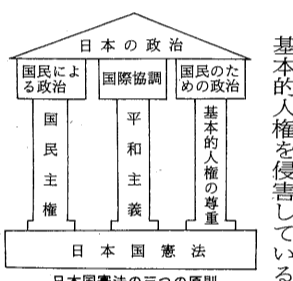
①、十三年間の取り組みで地域住民の生活状況は改善向上し、国民の理解も高まってきた。しかし、長い間の日本の歴史の中でつくられた「差別問題」だけに真の解決のためには相当の努力と、国民の理解協力が何より必要である。

②、対象地域の生活を高めていく環境や、産業を進展させるため、なお数年を必要とする事業量がある。

③、同和問題が国民的課題という認識は不十分で、特に結婚や就職の差別は残念ながら跡を絶っていない。

以上の重要な課題解決のためには、法的根拠が必要であり従来の反省にたつた、新しい観点が適当である。

政府はこの意見をうけ「同和問題解決のための新法」を提案し、昭和五十七年三月三十一日、「地域改善特別措置法」が、五か年の期限立法として制定されました。



苦しみられてきた人々は、大正十一年、全国水平社を結成し、みずから力で人権の平等をかちとり、差別からの解放をめざす運動に立ちあがった。水平社結成大会では、人間を差別する言動はいつさい許さないことを決議した。

その後、水平社運動は、多くの障害とたたかいながら、労働運動や農民運動とも手を結んで進められていった。

4、日本国憲法

基本的な人権を侵害している見ぬき、差別をなくすために努力する人間にならなければならぬ。

昭和四十年、同和对策審議会答申が出され、四十四年には同和对策特別措置法が制定され、行政や教育による積極的なとりくみが進められている。

以上のような部落差別の問題について、中学校では少なくとも二十時間以上の学習がおこなわれています。

握と法の総合改正、「地方公共団体の財政上の負担軽減」、「国民の理解を深めるための啓発活動の充実」を図るといふ三項目の附帯決議がなされました。

同和对策審議会のあとをうけて、同和問題に関する調査・審議を続けてきた「同和对策協議会」は政府に対し、昭和五十六年十二月、つぎの意見を具申しました。

①、十三年間の取り組みで地域住民の生活状況は改善向上し、国民の理解も高まってきた。しかし、長い間の日本の歴史の中でつくられた「差別問題」だけに真の解決のためには相当の努力と、国民の理解協力が何より必要である。

②、対象地域の生活を高めていく環境や、産業を進展させるため、なお数年を必要とする事業量がある。

③、同和問題が国民的課題という認識は不十分で、特に結婚や就職の差別は残念ながら跡を絶っていない。

以上の重要な課題解決のためには、法的根拠が必要であり従来の反省にたつた、新しい観点が適当である。

政府はこの意見をうけ「同和問題解決のための新法」を提案し、昭和五十七年三月三十一日、「地域改善特別措置法」が、五か年の期限立法として制定されました。

握と法の総合改正、「地方公共団体の財政上の負担軽減」、「国民の理解を深めるための啓発活動の充実」を図るといふ三項目の附帯決議がなされました。

同和对策審議会のあとをうけて、同和問題に関する調査・審議を続けてきた「同和对策協議会」は政府に対し、昭和五十六年十二月、つぎの意見を具申しました。

①、十三年間の取り組みで地域住民の生活状況は改善向上し、国民の理解も高まってきた。しかし、長い間の日本の歴史の中でつくられた「差別問題」だけに真の解決のためには相当の努力と、国民の理解協力が何より必要である。

②、対象地域の生活を高めていく環境や、産業を進展させるため、なお数年を必要とする事業量がある。

③、同和問題が国民的課題という認識は不十分で、特に結婚や就職の差別は残念ながら跡を絶っていない。

以上の重要な課題解決のためには、法的根拠が必要であり従来の反省にたつた、新しい観点が適当である。

政府はこの意見をうけ「同和問題解決のための新法」を提案し、昭和五十七年三月三十一日、「地域改善特別措置法」が、五か年の期限立法として制定されました。

握と法の総合改正、「地方公共団体の財政上の負担軽減」、「国民の理解を深めるための啓発活動の充実」を図るといふ三項目の附帯決議がなされました。

同和对策審議会のあとをうけて、同和問題に関する調査・審議を続けてきた「同和对策協議会」は政府に対し、昭和五十六年十二月、つぎの意見を具申しました。

①、十三年間の取り組みで地域住民の生活状況は改善向上し、国民の理解も高まってきた。しかし、長い間の日本の歴史の中でつくられた「差別問題」だけに真の解決のためには相当の努力と、国民の理解協力が何より必要である。

②、対象地域の生活を高めていく環境や、産業を進展させるため、なお数年を必要とする事業量がある。

③、同和問題が国民的課題という認識は不十分で、特に結婚や就職の差別は残念ながら跡を絶っていない。

以上の重要な課題解決のためには、法的根拠が必要であり従来の反省にたつた、新しい観点が適当である。

政府はこの意見をうけ「同和問題解決のための新法」を提案し、昭和五十七年三月三十一日、「地域改善特別措置法」が、五か年の期限立法として制定されました。



(佐賀市社会同和教育推進大会から)

めざせよう交通事故ゼロ

9月21日から「秋の全国交通安全運動」

「めざせよう、交通事故ゼロの日」をスローガンに、九月二十一日から三十日まで十日間全国いっせいに秋の全国交通安全運動が繰り広げられます。

運動の重点は、①歩行者及び自転車利用者特に子供と老人の交通事故防止

②二輪車の安全利用、特に交差点での安全確認の励行とヘルメット着用徹底

交通事故発生状況

件名	56年	57年	58年 (6月末現在)
発生	1,249件	1,114件	673件
死者	4人	10人	7人
傷者	1,419人	1,249人	742人

※佐賀市内における事故発生状況です。



(飲酒・暴走がこんな悲劇を……)

③安全運転の確保、特に安全速度の遵守とシートベルト着用推進の二つです。市内での交通事故による死者は六月末まで七人、八月十二日現在では八人になり、昨年一年間の十人に対して急増しており、今後も交通事故多発が予想されています。事故の原因は、わき見運転、右左折時の事故が多く、飲酒運転やスピードの出過ぎは死亡事故を起しています。今もどこかで、交通事故が起きているかも知れません。ドライバーも歩行者も十分注意して、「事故0の日」が一日でもできるようにするため、それぞれの立場で交通安全ルールを守り、交通安全運動にご参加し交通事故の防止に努めましょう。

台風シーズンです 日ごろの備えを万全に

九月は台風シーズンです。台風には備えるために必要な情報は、何と云っても正確な情報と心の準備でしょう。台風が近づくと、テレビやラジオで「台風情報」が発表されます。その情報を一度だけ聞いて、自分で判断を下すのは大変危険です。台風の進路や勢力はまるで生き物のように刻々と変化するから

台風の大きさ、強さの表現

大きさの分類	強さの分類		
	階級	中心気圧	
程 度	1000ミリバールの等圧線の半径		
ごく小さい	100km未満	弱い	990ミリバール以上
小型(小さい)	100~200未満	なみ	960~989
中型(なみ)	200~300未満	強い	930~959
大型(大きい)	300~600未満	非常に強い	900~929
超大型(非常に大きい)	600以上	猛烈な	900未満

得るためには、一度の予報だけで判断せず、次々に出される予報を注意深く聞いてその都度判断するようにしましょう。

台風の到来に備えて次のことに気をつけましょう。①気象状況をよく知るため

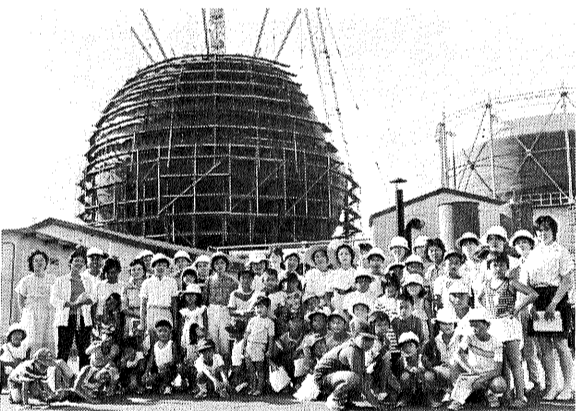
よい子ら58人が参加

夏休み小学生とその父親と子で学ぶ 夏休み教室 市の施設を見る会

夏休み小学生とその父親と子で学ぶ「市の施設を見る会」を八月十日に開き、五十八人の方に参加していただきました。午前九時に市役所から市営バスで出発、下水道終末処理場など八か所を見学しました。

暑い一日でしたが、子供たちは係員の説明を熱心に聞きメモをとっていました。えがしらあい子さん(兵庫小一年)は、下水道終末処理場で「きたない水がきれいになるのを見て、びっくりした。牟田美保さん(鍋島小四年)は「きれいな水になるなんて信じられなかった。中川治久君(附属小四年)は「魚も泳げるような水に変わった」と、犬塚誠君(高木瀬小四年)は

丸山古墳で「らく書きをする人がいるそうで、すが、大切に守らなければ」と、中島篤子さん(兵庫小二年)は「みんながもう少しものを大切にしたら、ゴミをやすねりよいうもせつやくできるのに、はまだゆみさん(兵庫小一年)は「ものすこいゴミのりよう」高島良子さん(赤松小三年)は「四十軒もある消防はし車」にびっくりした様子を、いけだま



ゆみさん(嘉瀬小一年)は毎日飲んでいる水道の水が「どうしてできるかわかった」と感想をよせてくれました。【写真】は参加されたみなさん、市ガス局前で、後ろは建設中のガス貯蔵タンク。863へ。

くらしの情報

豆乳は原料が大豆です。から、良質のたん白質を含んでいること、脂肪が植物性であることなどが主な特徴で、豆腐と比べてかためる前の状態のもの、日本人にはなじみの深いものです。

商品化した豆乳

調整豆乳は豆乳に植物油、糖質、食塩などの調味料を加えた大豆固形分六割以上のもの。豆乳の原料として可溶性たん白質が八十割以上残るよう低温で脱脂した「脱脂加工大豆」は使用が認められます。

①品名(種類別名称) ②大豆固形分③原材料名(含む食品添加物) ④内容量⑤製造年月日⑥賞味期間(三ヶ月以内のもの) ⑦保存方法⑧製造者名などです。

市営バス観光案内

【萩城下を訪ねて】九月十八日、日帰り会費は大人七千五百円、小人六千円。【天下の急流球磨川下り】九月二十五日、日帰り会費は大人八千五百円、小人六千円。【滝めぐりとコスモスの生駒高原を訪ねて】十月八日、一泊二日会費は一万七千五百円。【津和野観光と徳佐のリンゴ狩り】十月十六日、二十三日、日帰り会費は大人七千五百円、小人六千円。【秘境五家荘の紅葉を訪ねて】出発日十一月一日と四日、一泊二日会費は一万四千円。【紅葉の高千穂峡と通潤橋を訪ねて】十一月三日、日帰り会費は大人五千五百円、小人四千五百円。【紅葉の耶馬溪を訪ねて】十一月六日、日帰り会費は大人五千円、小人四千円。【山陰の旅】十一月十三日、一泊三日で会費は三万二千五百円。※各コース共食事付。お申し込みは観光係☎1863へ。



ご協力を感謝します

納涼がまつり振興会 会長 宮本 昭

第十二回納涼がまつりも、お陰をもちまして、盛会のうちを終了することができました。これはひとえに、市民の皆さまをはじめ、関係各位の物心両面にわたるご支援・協力のたまものであり、主催者として心から深く感謝申し上げます。この祭りも回を重ねるごとに、参加者も多く、内容も豊富なものになってまいりました。また、納涼がまつりの第二弾として開催しました花火大会は、真夏の夜の祭典として市民の方々に喜んでいただきました。佐賀に祭りを、の言葉で、この納涼がまつりを更に発展させ、市民参加の輪をますます広げたいと願いました。来年は一層の努力をいたしたいと思っております。皆さまのこの祭りに寄せていただきました心からのご支援・協力を、衷心より重ねてお礼申し上げます。(写真は、県庁前の花火大会)

募集 第31期 「婦人電気教室」会員

◆期 間……11月から3月まで(毎月1回)

◆時 間……午前の組(10時~12時)・午後の組(13時30分~15時30分)

◆締め切り……(10月20日(木)締切)※年齢は問いません。(先着300名で締め切らせていただきます。)

◆申し込み方法…ハガキまたは電話でお申し込みください。(郵便番号・住所・氏名・電話番号・希望の組(午前か午後か)をお知らせ下さい)

(注)終講者の特典……趣味の会費実入会(陶芸・七宝焼・ろうけつ染・花づくり・英会話)施設見学会実費案内(1泊2日)等

◆詳しくは下記にお問い合わせ下さい(土・日・祝祭日除く)

九州電力佐賀サービスセンター
電話 (24) 2151 (代表)
(23) 4708 (直通)

〒840 佐賀市松原一丁目2の35 (県庁前商工会館1階)

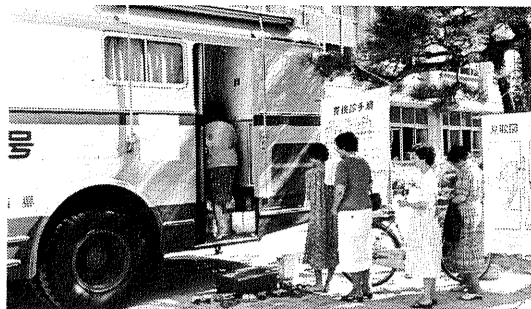
会費無料

正しい知識 確かな予防

9月がん検診月間 年一回は検診を!

脳卒中、心臓病、がんなどのいわゆる成人病が、全体の傷病や死亡動向の中で大きく増加しています。

特に「がん」の死亡率は年々増加の傾向にあり、死亡順位も第一位になっています。重大な脅威を与えています。



がん検診車はあなたのまちへも(赤松小で)

無症状のうちには芽ばえ、できたがん細胞は無制限にどんどん増えたり、転移することです。現在まで、がんの原因は解明されていません。特効薬がないのも事実ですが、最近医学、医学の進歩によりがんにかかったら最後までという時

10%は「全国下水道促進デー」 住む人の熱意が伸ばす下水道

下水道は、私たちの快適な居住環境の確保と共に、河川、海などの水質汚濁を防止し、昔のきれいな河川、海にも重要な役割を果たします。

佐賀市では昭和五十三年

十一月城内地域を中心に、七十九号供用開始、現在まで三百四十六号が整備され、約五千二百世帯で利用されています。水洗化も逐次増大し、河川等の水質も向上してきています。

「全国下水道促進デー」として、各都市ごとに行事が実施されています。市でも次の行事を行いますので、ご利用ください。

相談コーナー
▽九月十二日・十三日午前九時から午後四時まで、排水設備・水洗便所設置その他下水道に関する相談。

展示会
▽九月九日から十四日まで小中学生から募集したポスターや作文等を展示します。※場所は、いずれも市役所一階の市民ホールです。



全国下水道促進デーのポスター(金泉中学)の作品。昨年全国一になった宮崎良司君(金泉中学)の作品。

「国民健康保険税の納付団体づくりにご協力を」
保険税の納入は、個人で銀行、郵便局等の窓口で納付する納税方法のほか、団体納付、口座振替等があります。市では、納入率の向上を図るため被保険者のみ

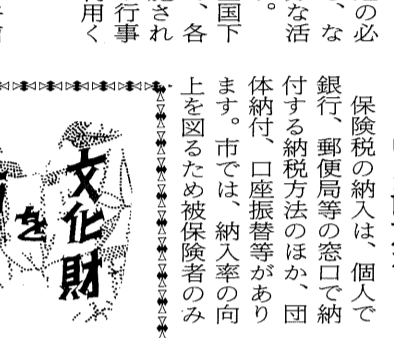
「文化財」
市重要文化財
木彫毘沙門天立像
本行寺は、日蓮宗身延山派に属し、永正年代(一五〇四〜一五二二)に龍造寺豊前守胤家が隠居した西の館が胤家の死後、本行寺になったと伝えられています。



本行寺は、日蓮宗身延山派に属し、永正年代(一五〇四〜一五二二)に龍造寺豊前守胤家が隠居した西の館が胤家の死後、本行寺になったと伝えられています。

「中央消費者学級の受講者を募集」
復雑多様化する消費生活をより健全で、豊かなものにするため、私たちの身近な問題をテーマに「佐賀市中央消費者学級」を開催することにし、その受講者を募集します。

「市職員を募集」
市職員の採用試験を次のとおり実施します。
▽試験区分Ⅱ一般事務(男) 12日から



「第6回佐賀市農林水産まつり」開催日決まる
農水産物の豊作を祈って九月二十七日(火)午前九時半から、佐賀市民会館内容は、式典、舞踊、のど自慢大会ほか。

「中央消費者学級の受講者を募集」
復雑多様化する消費生活をより健全で、豊かなものにするため、私たちの身近な問題をテーマに「佐賀市中央消費者学級」を開催することにし、その受講者を募集します。

「市職員を募集」
市職員の採用試験を次のとおり実施します。
▽試験区分Ⅱ一般事務(男) 12日から

「佐賀市中心身障害者体育大会」
とき：九月二十五日(日)午前九時から
ところ：若楠小学校

「新郷土料理を募集」
県消費生活センターでは新郷土料理コンクールを実施します。「郷土の献立」をみなさんの知恵と工夫で創り出してみませんか。

「お電話ください」
佐賀給食グループ(株)予章
佐賀市兵庫町藤ノ木394(佐賀給食センター内)
TEL 23-2647・24-1261(代)

「新郷土料理を募集」
県消費生活センターでは新郷土料理コンクールを実施します。「郷土の献立」をみなさんの知恵と工夫で創り出してみませんか。

「中央消費者学級の受講者を募集」
復雑多様化する消費生活をより健全で、豊かなものにするため、私たちの身近な問題をテーマに「佐賀市中央消費者学級」を開催することにし、その受講者を募集します。

「市職員を募集」
市職員の採用試験を次のとおり実施します。
▽試験区分Ⅱ一般事務(男) 12日から

「佐賀市中心身障害者体育大会」
とき：九月二十五日(日)午前九時から
ところ：若楠小学校

「お電話ください」
佐賀給食グループ(株)予章
佐賀市兵庫町藤ノ木394(佐賀給食センター内)
TEL 23-2647・24-1261(代)

「新郷土料理を募集」
県消費生活センターでは新郷土料理コンクールを実施します。「郷土の献立」をみなさんの知恵と工夫で創り出してみませんか。

「お電話ください」
佐賀給食グループ(株)予章
佐賀市兵庫町藤ノ木394(佐賀給食センター内)
TEL 23-2647・24-1261(代)

「新郷土料理を募集」
県消費生活センターでは新郷土料理コンクールを実施します。「郷土の献立」をみなさんの知恵と工夫で創り出してみませんか。

「中央消費者学級の受講者を募集」
復雑多様化する消費生活をより健全で、豊かなものにするため、私たちの身近な問題をテーマに「佐賀市中央消費者学級」を開催することにし、その受講者を募集します。

「市職員を募集」
市職員の採用試験を次のとおり実施します。
▽試験区分Ⅱ一般事務(男) 12日から

「佐賀市中心身障害者体育大会」
とき：九月二十五日(日)午前九時から
ところ：若楠小学校

「お電話ください」
佐賀給食グループ(株)予章
佐賀市兵庫町藤ノ木394(佐賀給食センター内)
TEL 23-2647・24-1261(代)

「新郷土料理を募集」
県消費生活センターでは新郷土料理コンクールを実施します。「郷土の献立」をみなさんの知恵と工夫で創り出してみませんか。

「お電話ください」
佐賀給食グループ(株)予章
佐賀市兵庫町藤ノ木394(佐賀給食センター内)
TEL 23-2647・24-1261(代)

「新郷土料理を募集」
県消費生活センターでは新郷土料理コンクールを実施します。「郷土の献立」をみなさんの知恵と工夫で創り出してみませんか。

「お電話ください」
佐賀給食グループ(株)予章
佐賀市兵庫町藤ノ木394(佐賀給食センター内)
TEL 23-2647・24-1261(代)

7つのしあわせをお届けします!!

夕食材料ママセット

- 1 くらべてください 新鮮品を多く使っています
- 2 雨ニモマケズ 風ニモマケズ 毎日お届けします
- 3 ムダを省いて 大変お得 必要量をパックします
- 4 美しいカラー写真献立表付 写真献立表付 写真献立表付 写真献立表付
- 5 お好きな日だけご注文 追加取り消しは当日9時まで受け付けます
- 6 お忙しい奥さま!! お留守にしても安心です... 目下「たからくじ」プレゼント中「マジックカップ」
- 7 栄養のバランスを 考えています 専門の栄養士がメニューをつくりま

お申し込みは下記の事項を申込書又は電話にてお願い致します。(営業部員が参上します)

① ママセットのお申し込み方法
● 住所及び配達場所(できるだけ詳しく、目標があればそれもお願いします) 当方は地図で照合致します。
● 氏名(貴方のお名前と配達先のお名前)お電話番号。
● ご希望の日付、曜日(献立表をご覧の上お好きな日付をお選びください。一週間続けておとりいただかなくても結構です。)

② お届け方法
お申し込みいただいた翌日からお届け致します。

③ 取消変更は
当日午前9時まで結構です。

④ お支払いは現金にて
(ご希望の日は銀行振り込みでも結構です) 1週間払い、月2回払い、月1回払い、その他、ご相談により決めさせていただきます。
(佐賀銀行本店 普通預金番号 1078078)
(佐賀相互銀行本店 普通預金番号 048820)



“佐賀城の門”を開門

国の重要文化財に指定されている「佐賀城の門」の開門式が8月9日にあり、城内が参観できるようになりました。

開門式は、宮島市長をはじめ地元の城の門を守る会（原口辰男会長40人）の人たちが出席。テープカットのあと城内を参観しました。佐賀城は昭和38年の改修以後、火災・盗難等の防止の意味で城門は閉ざされていましたが、市民のみなさんと観光客の間から門を開けて中を見たいという意見要望が多く出され、その要望に応じて公開することになったものです。参観者のみなさんは、火気その他に十分注意し節度ある参観をお願いいたします。

おちこせ

戦没者の妻及び父母に特別給付金を支給

対象は、次の受給権を取得した人で昭和五十八年四月一日現在公務扶助料、遺族年金等を受給中の戦没者の妻及び父母に特別給付金を支給する。

遺児修学年金の請求

9月30日までに両親または片親をなくした遺児の健全な育成を図ることをねらいとして、義務教育在学中の児童を養育している保護者に、遺児修学年金を支給されます。

福祉年金証書の提出

福祉年金を受けられている福祉年金受給者の方へ、福祉年金証書の提出をお願いします。

る方は、八月支払分をお受け取りになったら、福祉年金証書（緑色の手帳）を提出してください。次の日程で各公民館へ出向き受付ます。

▽九月二日 高木瀬、鍋島
▽九月五日 嘉瀬、西与賀
▽九月六日 北川副、西与賀
▽九月七日 巨勢、兵庫、神野、九月七日 金立、久保泉、蓮池、新栄、九月八日 赤松、勸興、九月九日 日新、九月十二日 循環、若楠
受付時間は、いずれも午前九時半から午後三時まで。当日差し支えの方は、九月二十日までに市保険年金課15番窓口へ提出してください。

保健

一般診査

対象者は市内居住の四十歳以上の方（共済及び社会保険のある本人、現在治療中の方を除く）。なお、従来の老人健康診査は実施されませんので、この一般診査を受けてください。

▽内容は血圧測定、尿・血液検査・内科診察など。
▽受診場所は、市民結核健康診断の実施場所（右の表）で配布します。この時料金一人百円を徴収します。
▽受診期間は九月三十日まで。市内の医療機関関係立病

胃・子宮がん検診を受けましょう

胃がん検診は四十年前の方（妊婦、胃手術者および治療中の方を除く）、子宮がん検診は三十歳以上の方です。ただし、会社、事業所等で検診できる方を除きます。▽申込方法
電話で市衛生課（243151内線315）へ午前中11時から午後5時までの間、電話で申し込みください。胃がん検診料金は五百円、子宮がん検診料金は二百円です。注意：受診前日午後十時以降の飲食を避け、特

市民結核健康診断日程

▷対象者は、満16歳以上の方（学校や職場で定期健康診断を受けた方、結核患者で治療中の方を除く）。▷料金は無料です。

実施場所と時間	実施場所と時間		
	午前9:30~11:30	午後1:00~3:00	夜間6:00~8:00
9月	労働会館	循誘公民館	
1日	大財一区会館		循誘公民館
2日	増田農業倉庫	南佐賀団地集会所	
5日	八田大応寺	北川副公民館	
6日	平野医院	木原公民館	
7日	西武藤公民館		北川副公民館
8日	若楠公民館	警察機動隊	若楠公民館
9日	城西団地集会所	平松老人センター	
12日	高太郎公民館	今津下公民館	
13日	城西中学校		西与賀公民館
14日	本庄公民館		本庄公民館
16日	中島地区(福岡宅前)	佐賀球場	
19日	市役所(北側)	市役所(北側)	
20日			

*各地区で受診されなかった方は、市役所で受診してください。

麻疹予防接種が受けられるところ

〔赤松校区〕古賀同心医院、角田内科医院、中原胃腸科循環器科、志村胃腸科循環器科、久納外科小児科、水ヶ江クリニック、諸隈病院、米倉小児科、安西内科クリニック、吉原病院、志田病院、酒井医院、本村医院。〔日新校区〕青木医院、小野小児科医院、前山胃腸科医院、川副医院、中原内科医院、横尾医院。〔神野校区〕江口医院、島津内科クリニック、田中内科、富崎小児科、福田内科、神野診療所、力武医院。〔勸興校区〕飯盛医院、千葉内科、松本医院、加藤医院、永淵医院、森医院、栗山医院、広瀬小児科医院、サガメジカルクリニック、石井医院。〔循誘校区〕久富小児科、至誠会病院、合瀬病院、副島病院、田尻医院、馬場医院、東内科医院、美川内科医院、大庭医院。〔若楠校区〕陣内内科医院、池田内科医院。〔新栄校区〕近藤医院、陣内胃腸科内科、森医院。〔巨勢校区〕北島医院、森医院、小野病院。〔鍋島校区〕鎌山医院、野副内科、福岡内科医院、渡部産婦人科内科医院、永江内科小児科医院。〔本庄校区〕今村医院、遠藤医院、片瀨医院、香月医院、北島内科医院。〔西与賀校区〕高原医院、松永内科、古賀医院。〔嘉瀬校区〕山松医院、真辺医院、高柳医院。〔蓮池校区〕神田医院、諸隈医院、野副医院。〔高木瀬校区〕鶴田内科、松永病院、松永内科、内田病院。〔北川副校区〕小柳内科小児科医院、原田内科小児科医院、平野医院、松林内科医院、武藤医院、矢ヶ部医院。〔久保泉校区〕木村医院、木下医院、田村医院、森永医院。〔金立校区〕百武医院。

*上記のうち、いずれの場所でも受けられます。

忘れずに納めよう あなたの国民年金

国民年金に加入されている皆さん、58年度(毎月納付)の保険料はもう納められたでしょうか。

保険料を納めずにそのままにしていると

あなた自身が将来損をします。

未納期間は、将来年金を受けるための“資格年数”の計算に含まれないため、あらゆる年金が受けられなくなる場合があります。



老後の年金はもちろんのこと、不幸にして障害者になったとき、ご主人が急死して母子家庭になったとき、未納にしていると受けられるはずの年金も受けられません。保険料をきちんと納めて自分自身の年金権を確保しましょう。

国民健康保険税は納期限内に納めましょう

納付団体に加入していない方には、預金口座振替制度をお奨めします。